

北海道自立支援協議会の取組みについて

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
地域・就労支援グループ主査(条例) 豊枝 緑

北海道自立支援協議会

（設置目的）

障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会の構築を目的とし、そのために必要な相談支援体制の整備方策等について幅広く協議すること。

（協議内容）

- ① 市町村ごとの相談支援体制の状況を把握、評価、整備方策の助言
- ② 相談支援従事者の研修のあり方について
- ③ 広域的相談支援事業のあり方について
- ④ 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及すること
- ⑤ その他、必要と認められたこと

（構成）

- ① 委員13名以内で構成する。
- ② 協議会に座長を置き、委員の互選により選出する。
- ③ 座長は、必要と認められるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

（委員の委嘱及び任期）

- ① 協議会の委員は、知事が委嘱する。
- ② 委員の任期は3年間とし、再任を妨げない。

（会議）

協議会は、座長が招集する。

（専門部会）

協議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

北海道自立支援協議会委員名簿	
	(任期は平成25年1月18日まで)
委員氏名	所属・職
カドヤ ミツオ 門屋 充郎	特定非営利活動法人十勝障がい者支援センター・理事長
オオクボ カオル 大久保 薫	社会福祉法人あむ 南9条通サポートセンター(相談室ぽぽ)・所長
キシモト ヨシロウ 岸本 芳朗	社会福祉法人塩谷福祉会 後志圏域精神障害者地域生活支援センターやすらぎ・センター長
ミツマス マサヒサ 光増 昌久	社会福祉法人札幌緑花会 知的障害者更正施設松泉学院・施設長
タナカ コウイチロウ 田中 耕一郎	北星学園大学社会福祉学部・教授
ヒオキ マサヨ 日置 真世	北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター・助手
トダ ケンイチ 戸田 健一	特定非営利活動法人たねっと 千歳市障がい者総合相談支援センターChip ・センター長
オノ タカシ 小野 尚志	社会福祉法人新生会 留萌圏域障がい者総合相談支援センターうる・センター長 地域づくりコーディネーター
カタヤマ トモヒロ 片山 智博	社会福祉法人侑愛会 発達障害者支援センターあおいそら・コーディネーター
ヨコヤマ ユタカ 横山 豊	社会福祉法人釧路のぞみ会 自立センター・所長 くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターぷれん・センター長
アマダ タカシ 天田 孝	札幌市保健福祉局保健福祉部障がい福祉課・課長
ナカムラ ケンジ 中村 健治	社会福祉法人北海道社会福祉協議会福祉人材部・研修教務課長
ナリタ ヒロシ 成田 博志	北海道真駒内養護学校・校長

北海道自立支援協議会

- ・ 設置 平成18年10月
- ・ 目的 障がい者の自立生活のため、相談支援体制の整備方策の協議
- ・ 構成 13名（任期3年間）
- ・ 協議内容 市町村相談支援体制の状況把握、評価、助言
研修・広域的相談支援事業のあり方、専門分野における支援方策

研修専門部会

- ・ 設置 平成19年6月
- ・ 目的 相談支援担当者の資質の向上
- ・ 構成 協議会委員の2分の1以内
- ・ 協議内容 相談支援従事者研修のカリキュラム、
対象者、日程等

アドバイザー専門部会

- ・ 設置 平成21年7月
- ・ 目的 協議会とアドバイザーとの橋渡し、横の連携強化
- ・ 構成 10名（協議会から2名、アドバイザー8名）
- ・ 協議内容 市町村相談支援体制の評価
地域の社会資源の実態把握等

広域相談支援体制整備事業 (地域生活支援事業)

アドバイザーとは

相談支援体制
整備の中核・
実働

○地域づくりコーディネーター

業務 相談支援体制整備のため、市町村を支援

配置 第2次保健医療福祉圏（21圏域）に配置。現在23名

○地域生活移行支援コーディネーター

地域生活移行支援
の中核・実働

業務 施設入所者の地域生活移行支援

配置 第3次保健医療福祉圏（6圏域）に配置。現在8名

社会福祉法人等に委託

アドバイザーは社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員等

北海道自立支援協議会開催状況

【H18】3回

- 道の広域支援事業（総合相談支援センター事業）について
- 相談支援従事者研修の実施方法等について
- 市町村における相談支援体制の状況把握について

【H19】4回

- 研修専門部会の設置について
- 相談支援従事者研修について
- 道の広域支援事業（総合相談支援センター事業）について
- 特別アドバイザー派遣事業について
- 市町村相談支援事業のガイドラインの策定について

【H20】3回

- 北海道が担うべき相談支援機能について
- 広域相談支援体制整備事業について
- 北海道障がい福祉計画（第2期計画）について

【H21】1回

- アドバイザー専門部会の設置について

北海道障がい者
条例の制定

北海道障がい者条例について

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例

提案 議員提案による条例
制定 平成21年3月（一部施行）
全面施行 平成22年4月
主な施策

「有識者会議」等で
協議

① 障がい者が暮らしやすい地域づくりの推進（地域づくりガイドラインの策定、支援員の配置）

「就労支援推進委員会」等で協議

② 障がい者の就労支援（就労支援推進計画の策定、認証制度等）

③ 地域づくり委員会による協議・あっせん（差別や虐待及び権利擁護に関すること、暮らしづらさに関すること）

「有識者会議」等で協議

地域づくりガイドライン(基本指針)について

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例

(基本指針)

第22条 知事は、地域間の福祉サービス等の格差及び障がいの有無や程度による社会参加の機会の不均衡の是正を図りながら、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、市町村が実施することが望ましい事項等の基本的な指針を定めるものとする。

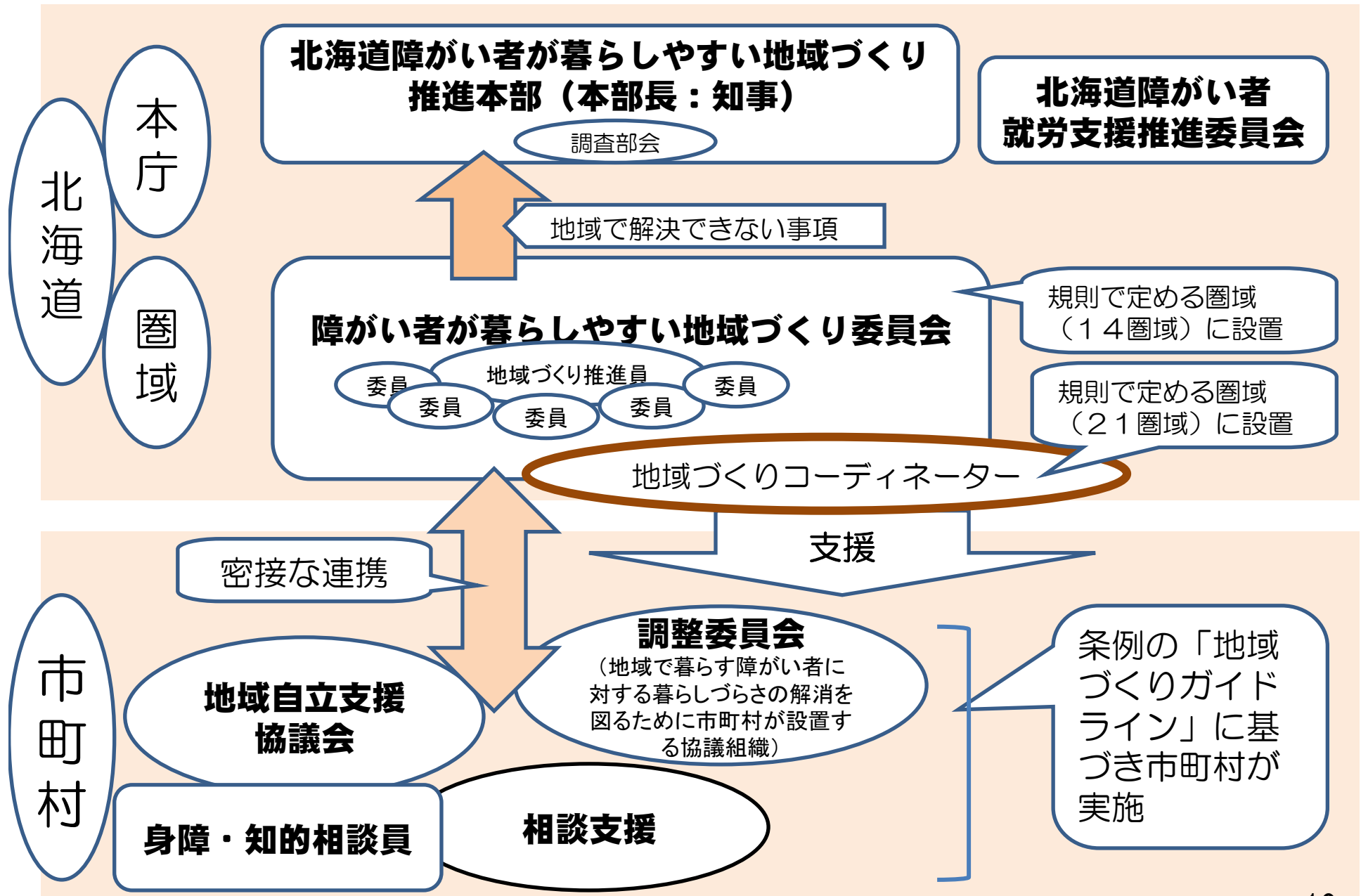
第23条 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域で暮らす障がい者に対する相談支援体制の確保に関すること。
- (2) 地域自立支援協議会の設置及び運営に関すること。
- (3) 地域で暮らす障がい者や当該障がい者の支援に関する地域資源の実態の把握に関すること。
- (4) 地域住民と地域における関係者との連携や協力等による障がい者の支援体制（災害時の支援を含む。）の確保に関すること。
- (5) 地域で暮らす障がい者の就労支援に関すること。
- (6) 調整委員会（地域で暮らす障がい者に対する暮らしづらさの解消を図るために、市町村が設置する協議組織をいう。）に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障がい者が暮らしやすい地域づくりについて必要な事項に関すること。

地域づくりガイドライン案(抄)

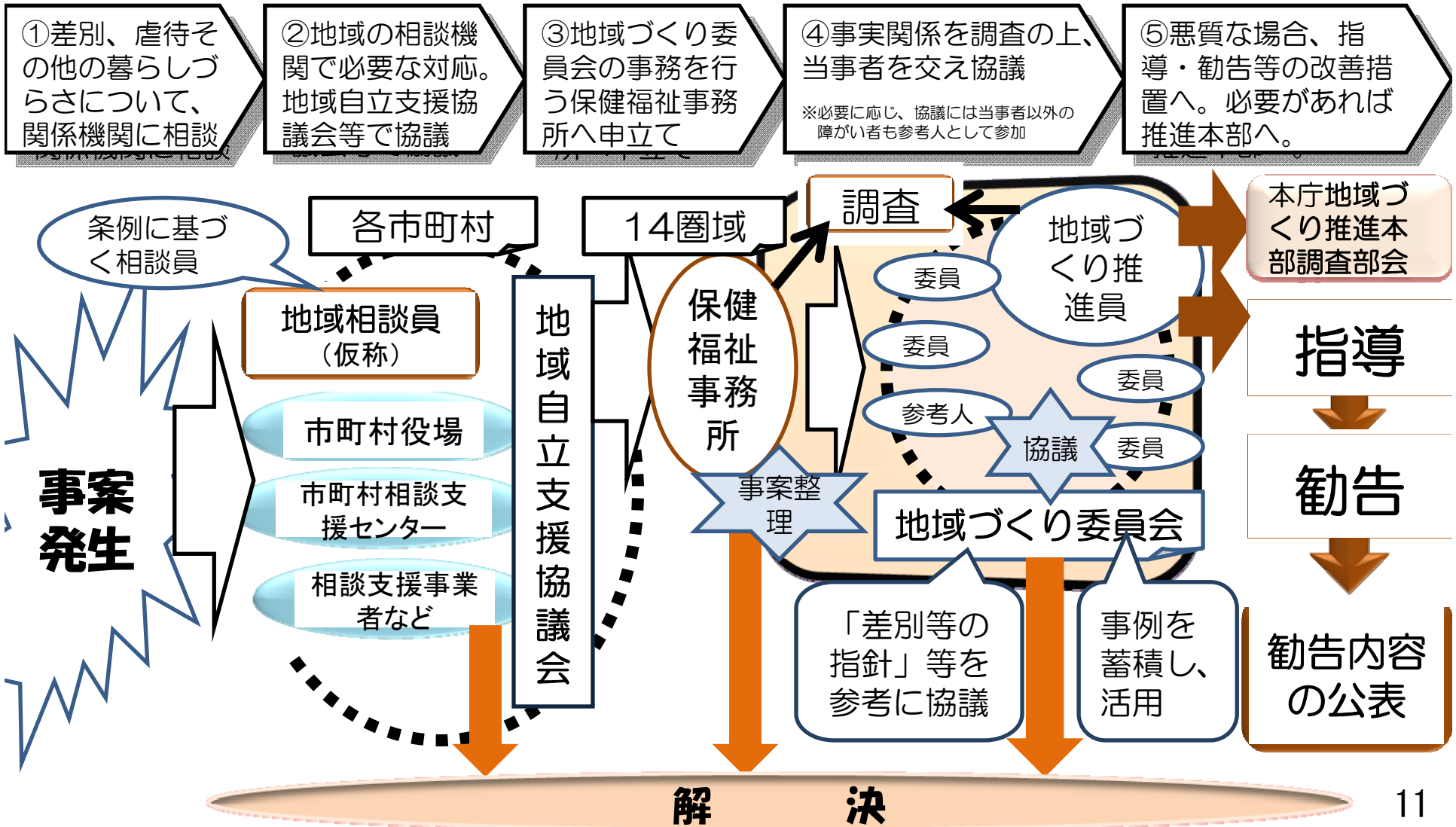
地域づくりのガイドライン項目		
項目	めざす姿	めざす姿を実現するための機能等
I 相談支援体制の確保	1 地域の中に、障がい者等のニーズをしっかりと受け止める仕組みがある。	① 「ニーズ」に共感する相談支援を行うため、訪問などにより、普段見えにくい相談者の生活実態を「見る」という取り組みを行っている。
		② 困ったり悩んだりすることがありながら、相談することができない障がい者のニーズを潜在化させないため、地域において、しっかりと相談を受け止める多様な窓口を確保する取り組みを行っている。
		③ 様々な立場の人々が自由に参加し、障がい者が暮らしやすい地域づくりについて議論するなど、ニーズが集まる機能を持った「場」が地域の中にある。
		④ 地域におけるニーズをしっかりと受け止める仕組みづくりに市町村が主体的に関与している。

北海道障がい者条例に基づく関係組織



差別や不利益な扱い・暮らしづらさに関する事案への対応

- 「差別や不利益な扱い」「虐待」の事案について、地域での相談を経て「地域づくり委員会」で当事者を交えた協議・あっせんを行う。悪質な場合は「指導」「勧告」等を行う。
- 障がい者が抱える暮らしづらさについて、個別の申立てがなくても協議を行い、個人のニーズを踏まえた地域の課題解決に向けて対応する。



全面施行までのスケジュール

■ 21年3月
7月

※条例公布、第1章、第2章及び第9章(総則・基本的施策・雑則)の施行

○条例施行準備推進本部による「施行に向けた基本方針」の決定

「対話の重視」による十分な施行準備

- 施行準備のための有識者会議（北海道地方障害者施策推進協議会）による検討
- 道内各地におけるタウンミーティングの実施
- 関係団体等との意見交換
- シンポジウム開催 等

10月

※第3章(障がい者の権利擁護)の施行

※年内を目途に、条例の施行方針を決定

■ 22年1月

■ 関係者への条例の施行方針の十分な周知

4月

○条例全面施行（第1章、第2章、第3章及び第9章以外のすべて）

地域自立支援協議会の設置状況

道内	179	市町村	
設置済み	126	市町村	
未設置	53	市町村	(平成21年9月1日現在)

※ 設置済みには、「自立支援協議会と同様の機能を持つ組織があり、地域にネットワークが構築されている」と回答した11市町村を含む

※ 今後とも、未設置の53市町村に対して、機会あるごとに設置を働きかけることとしている。